



# NTTドコモの完全子会社化について

2020年9月29日

情報通信市場を取り巻く  
環境変化

社会トレンドの変化

固定通信と移动通信の融合

リモートワールド  
(分散型社会)

通信レイヤを超えた多面的  
・多層的な市場競争

ニューグローカリズム

グローバルレベルでダイナミックな環境変化

## ◆ めざす方向性

- ① リモートワールドを考慮した新サービスの展開・提供
- ② リソースの集中化とDXの推進
- ③ 世界規模での研究開発の推進
- ④ スマートライフ事業など新規事業の強化

そのためには、

**グループ横断でのリソース・アセットの戦略  
的活用と意思決定の迅速化が不可欠**

## ◆ NTTドコモの完全子会社化

### 【目的】

#### ➤ NTTドコモの競争力強化・成長

- ✓ NTTドコモは、NTTコミュニケーションズ・NTTコムウェア等の能力を活用し、新たなサービス・ソリューションおよび6Gを見据えた通信基盤整備を移動固定融合型で推進し、上位レイヤビジネスまでを含めた総合ICT企業へと進化

#### ➤ NTTグループ全体の成長

## ① 法人営業力の強化

- ✓ 移動固定融合型の新サービス創出
- ✓ クラウド・データ連携による融合ソリューションの創出

## ② サービス創出力の強化

- ✓ パートナーとの協創によるスマートライフ事業強化と新事業創出
- ✓ ソフトウェア開発力の強化とユーザエクスペリエンス向上

## ③ コスト競争力の強化

- ✓ ネットワークや建物、IT基盤等に係るリソースやアセットの最適化

## ④ 研究開発力の強化

- ✓ 6G時代の移動・固定を跨るコアネットワーク
- ✓ IOWN構想の実現
- ✓ O-RAN + vRANに係る研究開発

## ① 産業の国際競争力の強化

- ✓ 世界で利用される情報通信機器・ソフトウェア・サービスの開発・展開
- ✓ 情報通信国際標準への貢献

## ② 社会的課題の解決

- ✓ デジタル化、スマート化の普及促進
- ✓ 地域社会・経済の活性化

## ③ 安心・安全な通信基盤の確保

- ✓ 事業継続性の向上、情報通信の災害時の強靱化、サイバーセキュリティの強化

## ④ 情報通信産業の発展と顧客満足度の高いサービスの実現

- ✓ より使いやすく、安価なサービス・料金の提供

## ■ NTTドコモの株式について公開買付けを実施

### ＜公開買付けの概要＞

買付け期間	9月30日（水）～11月16日（月）
買付け価格	1株あたり3,900円
買付け予定数	10億9,089万6,056株

- 公開買付けによりNTTドコモの株式の全て※を取得できなかった場合、別途、NTTドコモを完全子会社とするための手続きを実施予定

※当社が所有する株式及びNTTドコモが所有する自己株式を除く



## ◆ 資金調達

- ✓ 本公開買付けはブリッジローンにより資金調達
- ✓ ブリッジローンは順次、国内債、外債、銀行借入などに切替え予定
- ✓ 普通株式の発行は行わない
- ✓ 債権流動化や資産売却も検討

## ◆ 財務方針

- ✓ 本取り組みによりキャッシュフロー創出力の更なる向上をめざす
- ✓ 一時的に高まる有利子負債水準の着実な低減により財務健全性を維持  
(財務レバレッジの低下)
- ✓ 株主還元方針には変更なし  
(継続的な増配の実施が基本方針。自己株式取得は機動的に実施)

- 現時点未定だが、NTTドコモを完全子会社化した上で、NTTコミュニケーションズやNTTコムウェアのNTTドコモへの移管など、グループ会社との連携強化について検討していく考え
- NTTデータについては、完全子会社化する考えはない

***Your Value Partner***

本資料にて言及されている公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。また、公開買付者である当社（以下「公開買付者」といいます。）及び対象者である株式会社NTTドコモ（以下「対象者」といいます。）は米国外で設立された会社であり、それらの役員の一部又は全部は米国居住者ではないこと等から、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社又はその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連者（affiliate）をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本資料及び本説明会におけるご説明には、将来に関する情報が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が、かかる将来に関する記述・言明において明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はそれぞれの関連者は、かかる将来に関する記述・言明において明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本資料及び本説明会におけるご説明には将来に関する記述・言明は、本日付の時点で公開買付者が有する情報をもとに作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれぞれの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述・言明を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に、公開買付者及び対象者の各財務アドバイザー並びに公開買付代理人（それらの関連者を含みます。）が、それらの通常の業務の範疇において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e-5(b)の要件に従い、自己及び顧客の勘定で、本公開買付けによらず対象者の普通株式を買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付け等を行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。